

# 地域福祉計画の趣旨と位置付け

令和3年4月27日

## 1. 「地域福祉」とは

地域でともに暮らす人々が、性別や年齢、障がいの有無、経済的な格差などに関係なく、お互いに支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるような地域社会を、みんなで築いていく取り組みのことです。

## 2. 計画策定の背景

- (1) 家庭や地域での支え合う力が低下
- (2) 公的な福祉サービスだけで対応することへの限界
  - ①福祉ニーズの多様化と複雑化により既存の対象者別の制度の考え方だけでは、制度に狭間が生じている。
  - ②複数の分野にまたがる課題



人と人とのつながりを基本として、支援を必要とする人たちの社会参加を促す「ともに支え合う地域社会づくり」のために、「地域福祉の推進」が求められています。

## 3. 「地域福祉の推進」とは

### ■基本的な考え方

住民、地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所及び行政が協働し、それぞれの役割や特性を活かしながら、よりよい方策を見つけ出していく。

### ■法律への明記

#### 社会福祉法（抜粋）

##### 第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

## 4. 「地域福祉計画」とは

### ■役割

「地域福祉計画」とは、地域福祉を推進するための「理念」と「仕組み」についての行動指針となるものです。下記の社会福祉法第107条の規定に基づき、「地域福祉」（地域での支え合い、助け合いによる福祉）に関する取り組みを示します

#### 社会福祉法（抜粋）

##### 第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市区町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

### ■位置付け

